

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

制定 令和元年 11 月 13 日 市人第 658 号（市民局長決裁）
最新改正 令和 7 年 3 月 25 日 市人第 1130 号（市民局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市人権施策基本指針の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を実現するため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した 2 人の関係をいう。
- （2） 宣誓 パートナーシップにある 2 人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- （3） 申告 本市域内へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間（自治体間）連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「横浜市と連携協定を締結している地方公共団体」という。）において、第 4 条第 1 項に規定する宣誓に類する行為をし、第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する交付書類に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた 2 人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

（宣誓又は申告の要件）

第 3 条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達していること。
- （2） 市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が 3 か月以内に市内に転入予定であること。
- （3） 現に婚姻をしていないこと。
- （4） 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- （5） 民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと（同法第 729 条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、横浜市電子申請・届出システムでの申請又は宣誓日を予約のうえ対面でパートナーシップ宣誓書（様式1。以下「宣誓書」という。）を提出する方法で、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に宣誓するものとする。ただし、対面での宣誓において、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- （1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）ただし、横浜市電子申請・届出システムにおいて、マイナンバーカード（個人番号カード）に格納されている署名用電子証明書を用いて宣誓を行った場合は、添付を省略することができる。
- （2）現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

2 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- （1）マイナンバーカード（個人番号カード）
- （2）旅券（パスポート）
- （3）運転免許証
- （4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、申告日を予約のうえ、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書（様式6。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- （1）転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- （2）住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）

2 申告をしようとする者は、申告書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- （1）マイナンバーカード（個人番号カード）
- （2）旅券（パスポート）
- （3）運転免許証
- （4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

- 3 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、横浜市電子申請・届出システムでの宣誓又は宣誓書、申告書（以下、「宣誓書等」という。）において通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示するものとする。

(交付書類)

第7条 第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、市長は宣誓書等を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式2。以下「受領証」という。）に宣誓書等の写しを添付し、宣誓者等に交付する。なお、横浜市電子申請・届出システムで宣誓した者は、宣誓時に予約した日時に交付を行うものとし、対面で宣誓した者又は申告した者は、宣誓日に交付を行うものとする。

- 2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長はパートナーシップ宣誓書受領証明カード（様式3。以下「受領証明カード」という。）を交付する。
- 3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証明カードに記載する。

(再交付)

第8条 前条の規定により受領証又は受領証明カードの交付を受けた宣誓者等は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損し又は改姓し若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式4。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証又は受領証明カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合で、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されているときは、受領証及び受領証明カードを再交付する。

(返還)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式5）に受領証及び受領証明カード（第7条第2項の規定により交付を受けている場合に限る）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。（宣誓者等が横浜市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナー

シップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。)

(3) 次条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。

(4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、宣誓者等が横浜市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第 3 号に該当する場合は、同号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第 3 条第 2 号後段の規定に反し、当事者の一方が 3 か月以内に転入しなかったとき又は第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 3 項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第 11 条 市長は、宣誓書等を 5 年間保存する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

パートナーシップ宣誓書

(あて先) 横浜市長

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(表)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、「パートナーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写し、宣誓書受領証、受領証明カード（交付されている場合のみ）を横浜市に返還します。また、返還すべきであるにもかかわらず返還を行わない場合、宣誓が無効となり、宣誓書受領証の交付番号が公開されることを承諾します。

氏 名 _____ 氏 名 _____

確認事項		回答欄 (該当する□に ✓をつける。)	
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係であること。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第1号	(年齢) 宣誓当日において、成年に達していること。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第2号	(住所) 市内に住所を有していること。又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。 ※転入予定の場合は以下を記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第3号	(婚姻の有無) 現に婚姻をしていないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第4号	(相手以外のパートナーシップの有無) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第5号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと。 ・直系姻族の間でないこと。 ・養子、養親の間でないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。

(裏)

(様式 2)



第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名)

様 様

(住所)

(生年月日)

年 月 日

(宣誓日) 年 月 日

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

横浜市は、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく、
いきいきと生活されることを応援していきます。

横浜市長 ○○ ○○

公印

(表)

○注意事項

- 1 この受領証は、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。
また、横浜市の各施策・事業において、優先的な取り扱いをするものではありません。
- 2 次の場合には、受領証及び受領証明カードを返還してください。
 - (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (3) 宣誓が無効となったとき。
 - (4) その他、宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- 3 次の場合には、無効になります。
 - (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 宣誓の対象者の要件の規定に反しているとき。
 - (4) 転入予定の場合、期日までに転入の書類を提出しないとき。
- 4 返還しなければならないにもかかわらず返還がされない場合は、受領証の交付番号を公表することがあります。

○通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国籍の方の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		



この受領証を提示された方へ

横浜市は、横浜市人権施策基本指針の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

この受領証は、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを横浜市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

（発行：横浜市市民局人権課）

(様式3)

(表)

54 mm

85 mm

 パートナースhip宣誓書受領証明カード

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する
要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ
宣誓書を受領しました。

宣誓日 年 月 日 第 号
様 様
横浜市長 ○○ ○○

(裏)

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを横浜市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

発行：横浜市民局人権課

本人 パートナー
氏名 氏名

生年月日 生年月日

【緊急連絡先】（記入は自由です）
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー連絡先 本人自筆署名

(様式4)

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(あて先) 横浜市長

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

(宣誓者)

氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

(再交付申請者 (宣誓者のいずれかに限る。) ※1)

氏 名	
住 所	

※1 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

(再交付を求めるもの※2) (該当する□に✓をつける。)

種 類	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証明カード
再交付が 必要な理由	☐ 紛失 ☐ 汚損 ☐ 改姓・改名※3

※2 再交付は、紛失等のやむを得ない場合に限りです。なお、再交付する受領証明カードには、「再交付申請者」欄に氏名を記入した宣誓者を「本人」欄に、他の宣誓者を「パートナー」欄に記載します。

※3 改姓・改名が確認できる書類を添付してください。

紛失以外の場合、交付済みの受領証又は受領証明カードと引き換えに
新しい受領証、受領証明カードを再交付します。

(様式5)

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

(あて先) 横浜市長

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

(宣誓者)

氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

(返還者 (宣誓者に限る。))※1)

氏 名		
住 所		

※1 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

(返還するもの) (該当する□に✓をつける。)

種 類	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証明カード
返 還 理 由	☐ パートナーシップの解消 ☐ 一方又は双方の市外転出 ☐ その他 ()
交付書類のうち、 返還できないもの ※2	☐ パートナーシップ宣誓書受領証 ☐ パートナーシップ宣誓書受領証明カード 返還できない者の氏名 ()

※2 紛失等のため、返還できない受領証または受領証明カードがある場合のみ、記入してください。

注意事項 受領証等が返還されたパートナーシップの宣誓は無効となります。

(様式6)

パートナーシップ宣誓継続申告書

(あて先) 横浜市長

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓の継続を申告します。

年 月 日

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(表)

パートナーシップの宣誓継続申告にあたっての確認書

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、「パートナーシップの宣誓継続」にあたり、以下の内容を確認したうえで、申告をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写し、宣誓書受領証、受領証明カード（交付されている場合のみ）を横浜市に返還します。また、返還すべきであるにもかかわらず返還を行わない場合、申告が無効となり、宣誓書受領証の交付番号が公開されることを承諾します。

また、横浜市長が、転入前の地方公共団体の首長に、申告内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。

氏 名 _____ 氏 名 _____

確認事項		回答欄 (該当する□に ✓をつける。)	
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係であること。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第1号	(年齢) 宣誓当日において、成年に達していること。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第2号	(住所) 市内に住所を有していること。又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。 ※転入予定の場合は以下を記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第3号	(婚姻の有無) 現に婚姻をしていないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第4号	(相手以外のパートナーシップの有無) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。
要綱 第3条 第5号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと。 ・直系姻族の間でないこと。 ・養子、養親の間でないこと。	☐ 該当 します。	☐ 該当 しません。

(裏)